

4 長薬発第 213 号
令和 4 年 5 月 25 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

「医療警報」解除後の対策並びに
感染警戒レベルの基準の改正に関する周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、5月23日開催の同対策本部会議において、「医療警報」を解除し、各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えて対策を講じる旨と併せ、感染警戒レベルの基準の改正を行った旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し本内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

4 葉号外
令和 4 年（2022 年）5 月 25 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

「医療警報」解除後の対策の周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

確保病床使用率 25%を安定的に下回っていることから、「医療警報」を解除し、各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えて対策を講じることを決定しました（5 月 23 日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定）。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴会員（貴組合員）の皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

担	当	薬事管理課薬事温泉係
		小池 裕司（課長）岡本 政治（担当）
電	話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuji@pref.nagano.lg.jp

「医療警報」を解除するとともに、 各圏域の感染警戒レベルを切り替えます

令和4年5月23日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

B A. 2系統のオミクロン株への置き換わりに伴う3月中旬以降の感染の再拡大を受け、確保病床使用率が25%を超えたため、令和4年4月20日に「医療警報」を発出しました。

その後、基本的な感染防止対策やワクチン接種への県民の皆様のご協力により、大型連休後も含めて、確保病床使用率は大きく上昇することなく、5月16日以降は25%を下回っています。さらに、昨日時点の確保病床使用率は18.5%となっており、25%を安定的に下回っているものと認められます。

このため、「医療警報」を解除するとともに、改正後の感染警戒レベルの基準（令和4年5月23日改正）に基づき、各圏域の感染警戒レベルを次のとおり切り替えます。

レベル	圏域【直近1週間 ^{*1} の新規陽性者数（人口10万人当たり）】
3 ^{※2}	佐久【218人（106.64人）】、上田【212人（109.33人）】、諏訪【298人（153.73人）】、上伊那【252人（140.08人）】、南信州【187人（120.37人）】、松本【733人（173.01人）】、北アルプス【86人（152.93人）】、長野【773人（145.10人）】、北信【160人（193.83人）】
1	木曾【18人（70.65人）】

※1 令和4年5月16日から22日まで

※2 「医療警報」等の医療アラートが未発出となるため、圏域の感染警戒レベルの上限は3となる。

2 県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様におかれましては、別紙「『医療警報解除』に伴うメッセージ」に沿った対応をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。

また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

誰もが自分事として捉え、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

「医療警報解除」に伴うメッセージ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を行うため、メリハリある行動をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

1 感染拡大防止のお願い

基本的な感染防止対策は引き続きお願いします。

- 不織布マスクを正しく着用
- 手洗い・手指消毒
- 十分な換気
- 会話時等の人との距離の確保

2 社会経済活動を維持するためのお願い

👉 会 食

- 「新たな会食のすゝめ」にしたがってお楽しみください。
- 人数や時間の制限はありません。
- 「マスク会食」や「黙食」は継続してください。

👉 旅 行

- 「新たな旅のすゝめ」にしたがってお楽しみください。
- 県境をまたぐ移動についての制限はありません。

👉 イベント

- 主催者の呼びかける感染防止対策にご協力いただくとともに、人混みなどの三密を避けてお楽しみください。
- イベント前後の感染防止対策もお忘れなくお願いします。

3 ワクチン接種の検討のお願い

ワクチン接種は、重症化や発症を予防する効果があります。追加接種はもとより、1, 2回目接種を受けていない方も、積極的に接種をご検討ください。

(5歳から11歳のお子様については、ご家族で十分ご相談ください。)



ワクチン
県接種会場

4 体調がすぐれない場合のお願い

外出を控え、症状が続く場合はかかりつけ医等身近な医療機関や受診・相談センターへ相談の上、受診するようお願いします。



受診・相談センター等



安全安心で楽しい会食を

信州版 “新たな会食” のすゝめ

安全安心で楽しい会食にさせていただくよう、皆様には次の点についてご協力をお願いいたします。

感染防止の基本

人との距離
の確保

マスクを
正しく着用

こまめな手洗い
・手指消毒

十分な換気

食マエ - 準備は入念に -

- 地域の感染状況や対策の内容を確認しておこう
- 「信州の安心なお店」など対策の取れている店を選ぼう
- メンバーの体調や行動履歴を確認しよう
不安な場合は参加しない、させない



食ナカ - 感染予防をして楽しもう -

- 基本的な感染防止対策を守ろう
(手洗い、消毒、換気 など)
- お酌や回し飲み、箸などの使いまわしはやめよう
- 大声での会話、長時間の利用、他のグループとの交流
はやめよう
- お店の安全対策や従業員の指示に従おう

食アト - フォローまでしっかりと -

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう
- 1週間程度は、健康チェックをしよう

ワクチン接種について

- ・ ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください
- ・ ワクチンの接種済みの方も含め、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動の回避など慎重に行動しましょう

信州版 新たな旅のすゝめ

安全安心で楽しい旅にさせていただくよう、皆様には次の点についてご協力をお願いいたします。

感染防止の基本

人との距離
の確保

マスクを
正しく着用

こまめな手洗い
・手指消毒

十分な換気

旅マエ - 準備は入念に！ -

- 旅行前の7日間は感染リスクの高い行動を控えよう
- 旅行前の行動歴（時間や場所）を記録しよう
- 旅行する7日前から当日までに体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさの症状等）は出かけない

旅ナカ - 楽しみつつ感染予防！ -

- 混雑を避け、列に並ぶときは前の人と距離をとろう
- 行政の呼びかけや施設が行っている感染防止対策を確認し協力しよう
- 旅行中の行動歴（時間や場所）も記録しよう
- 「信州の安心なお店」や「新型コロナウイルス対策推進宣言の店」を利用しよう
- 旅行中に体調に異変を感じた場合はすぐ医療機関・保健所へ相談しよう



旅アト - フォローまでしっかりと -

- 帰宅後も7日間程度は健康観察しよう

ワクチン接種について

- ・ ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください
- ・ ワクチン接種済みの方も含め、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動の回避など慎重に行動しましょう

4 葉号外
令和 4 年（2022 年）5 月 25 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

感染警戒レベルの基準の改正に関する周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

オミクロン株の特性等を踏まえ、感染警戒レベルの基準の改正を行いました（5 月 23 日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定）。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴会員（貴組合員）の皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

担	当	薬事管理課薬事温泉係
		小池 裕司（課長）岡本 政治（担当）
電	話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuji@pref.nagano.lg.jp

感染警戒レベルの基準の見直しについて

R4.5.23

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主な改正点と考え方

(1) レベルの引上げにかかる要件追加（医療アラートの感染警戒レベルへの反映）

○オミクロン株の特性

- ・現行の運用では、従前の流行株に比べ、感染力が強い一方、重症化リスクが小さいオミクロン株の特性に対応するために「感染警戒レベル」と「医療アラート」を組み合わせ、対策の内容・強度等を決定している。

○県民等への感染警戒レベルの浸透

- ・しかし、企業をはじめとする県民の皆様においては、「感染警戒レベル」のみを行動制限等の目安としている現状がある。

○過度の自粛を回避するための見直し

- ・実際の医療の状況や県の要請等に関わらず過度の自粛となっている場合があるため、「医療アラートの発出状況」による上限レベルを設定することにより、医療ひっ迫の状況を感染警戒レベルに反映させることとする。
- ・ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルスに係る外来診療のひっ迫、医療従事者の感染による医療人材の不足が生じるおそれ等がある場合には、「医療アラートの発出状況」に関わらずレベル引上げを行うことができることとする。

○県独自基準によるレベル6の追加

- ・国による「まん延防止等重点措置・緊急事態宣言」が行われないうちであっても、医療ひっ迫時には県として独自に強い対策等を行う必要がある場合もあり得ることから、「医療非常事態宣言（病床使用率 50%以上）」を発出する場合には、全圏域をレベル6として対策を講じることとする。

(2) 新規陽性者数の基準の緩和

○前回の暫定的改正

- ・前回改正時(3/29)には、陽性者数と延べ入院者数の相関状況が下表のとおり(5.1倍)であったため、安全を見て人数要件を概ね3倍に見直した。

○今回の改正

- ・今回の改正に当たり、改めて陽性者数と延べ入院者数の相関状況を確認したところ、下表のとおり(6.7倍)となったため、人数要件を現行から2倍(前回改正以前と比べて6倍)とする。
- ・なお、今後も陽性者数と入院者数の相関の状況や新たな変異株の発生状況等を見極めつつ、緩和及び厳格化の両面で検討を継続する。

	延べ入院者数 : a	陽性者数 : b	倍率 : a/b	直前の波との倍率
第6波 1/1~4/30 (1/1~3/21)	23,183 (17,356)	53,202 (30,597)	0.4358 (0.5672)	6.7 (5.1)
第5波 7/1~9/30	10,774	3,701	2.9111	2.0
第4波 3/1~6/30	15,314	2,673	5.7291	-

※延べ入院者数：入院者×入院日数、()内は前回改正時に参考とした数値

(3) 感染警戒レベルのアラート名の廃止

- ・医療アラート（医療警報、医療特別警報など）と感染警戒レベルのアラート名（注意報、警報、特別警報 I など）との混同を避けるため、感染警戒レベルのアラート名を廃止する。

(4) 人口 10 万人以下圏域（木曽・北アルプス・北信）の取扱い変更

- ・これまでは人口 10 万人以下圏域については、比較的小規模の感染でレベルが容易に引き上がることを避けるために、南信州圏域の人口 10 万人当たり新規陽性者数を実数化したものを要件として用いてきた。
- ・今回の改正に当たって、以下のとおり整理する。
人口 10 万人を超える圏域➡人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規陽性者数
人口 10 万人以下の圏域 ➡北信圏域（人口が最も 10 万人に近い圏域）の人口 10 万人当たりの新規陽性者数（実数で比較）

2 改正後の基準

別添「長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル」のとおり

【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル

※本改正はオミクロン株の特徴を踏まえた暫定的な改正である。

令和4年5月23日改正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために医療アラート及び感染警戒レベル（以下「レベル」という。）を運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、医療アラートやレベルの判断を行う。

2 医療アラート（全県）

【考え方】

- 医療アラートの発出は、下表1における要件を満たす場合に行うことを原則としつつ、別表のモニタリング指標の状況も勘案して総合的に判断するものとする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への 負荷の状態	要件 確保病床使用率の目安※1
— (国レベル1相当)	通常体制	
医療警報 (国レベル2相当)	医療提供体制への負荷が拡大している状態	・入院者/確保病床数の割合＝25%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合※2＝20%以上
医療特別警報 (国レベル2相当)	今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	・入院者/確保病床数の割合＝35%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合※2＝30%以上
医療非常事態宣言 (国レベル3相当)	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	・入院者/確保病床数の割合＝50%以上 又は ・重症者/確保病床数の割合※2＝40%以上

※1 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

※2 確保病床数のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

【医療アラートの解除について】

- ①アラートを発出した日から起算して10日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除するものとする。
- なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床に対する入院者の割合が目安を下回っている場合であっても、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

3 圏域の感染警戒レベル

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表2を基準に行うものとする。
- ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルスに係る外来診療のひっ迫、医療現場における人材不足等の状況が生じるおそれがある場合には、医療アラートの発出状況に関わらずレベル引上げを行うことができるものとする。
- レベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、市町村単位でのレベルの引上げ及び当該市町村の一部地域における対策強化を行うことができるものとする。
- 複数の圏域のレベルが5となった場合、医療提供体制への負荷の状態等も踏まえ、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村についてはレベル6とする。
- 「医療非常事態宣言」を発出した場合又は政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表2：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

区分		医療アラートの発出状況		
		未発出 (上限レベル3)	医療警報 (上限レベル4)	医療特別警報 (上限レベル5)
感染警戒レベル	1	—	—	—
	2	30.0人以上 (25人以上)	30.0人以上 (25人以上)	30.0人以上 (25人以上)
	3	60.0人以上 (50人以上)	60.0人以上 (50人以上)	60.0人以上 (50人以上)
	4	—	120.0人以上 (100人以上)	120.0人以上 (100人以上)
	5	—	—	180.0人以上 (149人以上)
	6	【考え方】に記載のとおり		

※人数は直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数

※（ ）内は人口10万人以下圏域に適用する直近1週間の新規陽性者の実数

【感染警戒レベルの引下げについて】

- ①レベルを引き上げた日から起算して10日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- 医療アラートの解除により上限レベルが引き下がる際には、上記①から③に関わらず、レベルを上限レベルまで引き下げるものとする。
- レベル6については、「医療非常事態宣言」を解除した場合やまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

(参考) 対策の目安(あくまでも目安であり、その時々々の感染状況に応じて必要な対策を講じるため、実際の対策と異なる場合がある)

【表3：レベルに応じた状態と対策の目安】

レベル	状態	対策
1	陽性者の発生が落ち着いている状態	基本的な感染防止対策(マスク着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避すること)や体調不良時の早期受診等の徹底
2	感染が確認されており、注意が必要な状態	
3	感染拡大に警戒が必要な状態	
4	感染が拡大しつつあり、医療提供体制への負荷が拡大している状態	混雑した場所や感染リスクの高い場面・場所への外出・移動にかかる注意喚起や施設に対する入場制限などの実施の要請等を検討
5	感染が顕著に拡大しており、今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	重症化リスクの高い方等に対する外出自粛、施設に対する営業時間の変更、イベントの中止又は延期の検討の要請等を検討
全圏域の感染警戒 レベル6 《医療非常事態宣言》	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	外出自粛・分散登校の実施・施設に対する営業時間の変更・イベントの中止又は延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討
圏域の感染警戒 レベル6 《まん延防止等重点措置》 【特措法に基づく】	特定の区域において県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施
全圏域の感染警戒 レベル6 《緊急事態宣言》 【特措法に基づく】	県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	

【別表：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
PCR等検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))
入院者数/確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数/重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
人口10万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
療養者数
重症者数
中等症者数
直近1週間の感染経路不明者の割合